



相続を初めて迎える方のための



よくわかる

相

続

の流れ

これで  
安心！



## 行政書士AFP しゅくわ事務所

お問い合わせ先 TEL 0956-56-8102(9時～16時 土日祭除く)

FAX 0956-56-8102 (24時間受付)

e-mail [info@shukuwa.com](mailto:info@shukuwa.com) (24時間受付)

ホームページ <http://www.shukuwa.com/>

## このようなことでお困りではありませんか？



### Q.相続発生後、何から手を付けて良いか分かりません。

当事務所では、お客様の事情に合わせ、手続きの順番や当事務所でお手伝いできることを分かりやすくご説明させていただきます。



### Q.相続の相談を誰にしたら良いのか分かりません。

当事務所は、初回無料相談(1時間)を実施しています。お客様のお話を伺ったうえで、必要であれば税理士、司法書士、弁護士等の紹介をいたします。最初の相談窓口としてご利用ください。



### Q.実家から離れているので手続きの時間が取れません。

会社を休んでなれない手続きをするのは大変です。当事務所にお任せいただいて、時間と労力を削減しましょう。



### Q.遺言書の書き方が分からない。

遺言書に不備があると、法的には無効となってしまいます。当事務所では、不備のない遺言書の作成をサポートいたします。



### Q.相続税が上がるって聞いたけどうちにかかるの？

初回無料相談時に「固定資産税通知書、納付書」を持参いただければ、相続税の発生可能性をお答えします。



## 行政書士A F P しゅくわ事務所

お問い合わせ先 TEL 0956-56-8102(9時～16時 土日祭除く)

FAX 0956-56-8102 (24時間受付)

e-mail [info@shukuwa.com](mailto:info@shukuwa.com) (24時間受付)

ホームページ <http://www.shukuwa.com/>

# 相続手続きの流れ（相続税納付まで）

## 相続の開始

・遺言書の有無確認

1

・相続人の調査，確定

2

・相続財産の把握

3

## 相続の放棄・限定承認

## 所得税の準確定申告

4

遺言書がある

自筆証書遺言

公正証書遺言

家庭裁判所の検認

遺言書がない

遺産分割協議

不成立

成立

調停

法定相続

調停調書審判書の作成

遺産分割協議書作成

5

相続税計算

## 相続税の申告・納税

## 行政書士AFP しゅくわ事務所

お問い合わせ先 TEL 0956-56-8102(9時～16時 土日祭除く)

FAX 0956-56-8102 (24時間受付)

e-mail info@shukuwa.com (24時間受付)

ホームページ <http://www.shukuwa.com/>

# 相続手続きの内容

## 1 遺言書の確認

相続が発生したら、まず遺言書があるかどうかをまず確認します。また、自筆証書遺言が封印されている状態の場合は、家庭裁判所で開封、検認の手続を受ける必要がありますので注意が必要です。（勝手に開封すると5万円以下の過料となります）

## 2 相続人の確認

亡くなった方の出生時から死亡時までのすべての「戸籍謄本」「除籍謄本」「改製原戸籍」、相続人の「戸籍謄本」等を本籍地の市町村役場から取り寄せます。その際、戸籍に漏れがあつてはいけませんが、特に古い戸籍謄本は手書きで、内容を読み取るのが容易でない場合も多いです。

当事務所では、戸籍の収集から「相続関係図」作成まで承っていますので、ぜひご用命ください。

## 3 相続財産の調査、確認

被相続人の預貯金の額、株式や債券などの有価証券額、所有していた土地や建物などの不動産の評価額、自動車や絵画・宝飾品などの動産の評価額を財産目録にまとめます。この評価額が、その後の相続税の計算に影響します。

## 4 所得税の準確定申告

確定申告すべき人が年の途中で亡くなった場合は、相続があつたことを知った日から4か月以内に被相続人の所得税の確定申告を行い納付します。

## 5 遺産分割協議書の作成（遺言書がない場合）

相続財産が確定できたら、遺産分割協議を行いその内容を「遺産分割協議書」にまとめます。遺産分割協議は、相続人全員参加で行わないと無効になります。特殊な事情（相続人の1人が行方不明等）により、協議に参加できない場合は、家庭裁判所の手続が必要となります。

名義変更や所有権移転の際、金融機関や役場に提出する重要書類ですので、不備のない書類の作成が必要です。

当事務所でも「遺産分割協議書」作成を承っております。

## 行政書士A F P しゅくわ事務所

お問い合わせ先 TEL 0956-56-8102(9時～16時 土日祭除く)

FAX 0956-56-8102 (24時間受付)

e-mail info@shukuwa.com (24時間受付)

ホームページ <http://www.shukuwa.com/>

# 相続手続きのご依頼方法

## 1. お問い合わせ

お電話またはメールで「初回無料相談」をお申し込みください。

折り返し電話(メール)で、ご相談内容の確認と無料相談の日程調整をさせていただきます。

## 2. 無料相談

ご希望の日時にお伺いいたします。

最初に、お客様のお話をお伺いさせていただきます。



その上で「どのような手続きが必要となるのか、段取りはどうなるか」等、一通りの流れを説明させていただきます。

**\*行政書士は国家資格者です。守秘義務がございますので、ご相談内容が漏れることはありません。**

無料相談をご利用いただくだけで、不安の解消になると思います。どうぞ、お気軽にご相談ください。

## 3. 概算お見積り

初回無料相談はおおよそ1時間です。その上で、当事務所でどのようなサポートが可能であるか分かりやすくご説明させていただいたうえで、スケジュールと概算見積もりを提示いたします。

## 4. ご契約

サポート内容と費用にご納得いただけましたら正式なご契約となります。

ご契約時に、着手金（費用の半額）をお支払いください。

## 5. 書類作成

手続や届け出は、原則当事務所で行います。

お客様は、必要な資料を準備いただくだけで大丈夫です。

## 6. 手続き完了

各種手続きが完了いたしましたら、ご連絡後資料を持参いたします。

この際、費用の残金をお支払いいただきます。

# 行政書士A F P しゅくわ事務所

お問い合わせ先 TEL 0956-56-8102(9時～16時 土日祭除く)

FAX 0956-56-8102 (24時間受付)

e-mail info@shukuwa.com (24時間受付)

ホームページ <http://www.shukuwa.com/>



## 行政書士 A F P 宿輪事務所でお手伝いできること

1. 初回無料相談 (1時間)
2. 相続税簡易診断 (無料)
3. 遺言作成サポート
4. 遺産分割方法アドバイス
5. 生前対策アドバイス
6. 税理士, 司法書士, 弁護士等紹介



## 行政書士 A F P しゅくわ事務所

お問い合わせ先 TEL 0956-56-8102(9時~16時 土日祭除く)

FAX 0956-56-8102 (24時間受付)

e-mail info@shukuwa.com (24時間受付)

ホームページ <http://www.shukuwa.com/>